

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年11月17日（平成29年（行情）諮問第440号）

答申日：平成30年1月29日（平成29年度（行情）答申第443号）

事件名：予算決算及び会計令に基づき作成され厚生労働省と愛知労働局の間でやり取りされた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月10日付け愛労発総810第3号により愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

開示の対象となる文書が他に存在するため。

（2）意見書

理由説明書に「一部」を開示決定したとの記載がありますが、「一部」を開示決定したことは決定通知書に記載がありません。愛労発総810第3号では、あたかも、平成28年度の労働保険特別会計分の全てが開示決定の対象になっているかのように記載されています。「一部」を開示決定した場合、その開示決定の範囲を明示していただかなければ、開示決定通知書の意味がありません。例えば、開示決定文書に漏れがあった場合、審査請求等の申立を行うかどうかなどの意思決定が困難となります。決定通知書の記載方法について、過去の答申でも繰り返し同じ誤りが指摘されています。決定通知書の基本的な記載方法は把握していただき業務にあたってほしいです。厚生労働省ではこのような開示決定の範囲不明の決定通知書が散見されることから、決定通知書の記載方法に

ついて啓発等を行っていただきたいです。範囲不明の決定については、法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であり、取り消すべきであると考えられます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年3月20日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、行政文書開示請求書のおり開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁は、当該開示請求に係る対象行政文書が著しく大量であるため、法11条（開示決定等の期限の特例）の規定を適用することとし、同年4月21日付けで、その旨請求者に対して通知を行い、当該開示請求に係る行政文書の開示決定等を同年12月28日までに行うこととした。
- (3) 処分庁が、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の欄に列記する文書のうち「予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）に基づき作成された文書等で、厚生労働省と愛知労働局の間でやりとりされた文書等（平成28年度分）」について、「平成28年度徴収済額報告書（労働保険特別会計分）」を開示請求対象行政文書の一部として、同年8月10日付け愛労発総810第3号により全部開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、開示請求対象行政文書の特定に不服があるとして、同月17日付け（同月21日受付）で本件審査請求を提起したものである。

なお、原処分については、請求者より行政文書の開示の実施方法等申出書は提出されておらず、開示請求対象行政文書の開示の実施は行われていない。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

処分庁は、予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号。以下「予決令」という。）36条に基づき作成される「徴収済額報告書（労働保険特別会計分）」、「徴収済額報告書（一般会計分及び東日本大震災復興特別会計分）」及び予決令18条の10に基づき作成される「支出負担行為支払計画示達表及び支払計画表」を本件開示請求対象文書として特定し、請求者に対し開示決定ないし通知している。

(2) 本件開示請求の経過について

本件開示請求については、平成29年8月10日付け愛労発総810

第3号により「徴収済額報告書（労働保険特別会計分）」を全部開示決定し、併せて、同日付け愛労発総810第2号により「徴収済額報告書（一般会計分及び東日本大震災復興特別会計分）」について全部開示決定している。

その後、処分庁において、「支出負担行為支払計画示達表及び支払計画表」を開示請求対象行政文書として特定したところ、開示請求手数料が不足していたため、請求者に対して、本件開示請求について、追加して文書を開示する旨の通知を行うとともに、不足している手数料の納付を求めるための補正依頼を、相当の期間を定めて、2度行ったところであるが、同手数料の納付は行われていない。

(3) 原処分における本件対象文書の特定の妥当性について

予決令36条において「歳入徴収官は、毎月、徴収済額報告書を作製し、参照書類を添え、その翌月十五日（次の各号に掲げるものにあつては、それぞれ財務大臣の定める日）までに、これを当該歳入に関する事務を管理する各省各庁の長に送付しなければならない。」としており、処分庁においては、同条に基づき「徴収済額報告書」を作成の上、厚生労働省に送付していることから、当該報告書を本件対象文書として特定したものである。

また、処分庁においては、本件審査請求を受けて、念のため当該報告書の特定に漏れがないか搜索したが、平成28年度徴収済額報告書（労働保険特別会計分）については、本件対象文書以外の文書は保有していないことを確認している。

よって、処分庁において、当該文書について、開示請求対象行政文書として特定したことは妥当である。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「開示の対象となる文書が他に存在するため。」と主張しているが、その具体的な理由・根拠等は示されておらず、また上記1(2)で述べたとおり、本件審査請求が提起されたのは、特例規定により定めた開示決定期限内であり、さらに、原処分に係る本件対象文書の特定の妥当性については、上記3(3)で述べたとおりであり、請求者の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年12月7日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成30年1月10日 審議
- ⑤ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行ったところ、審査請求人は、開示の対象となる文書が他に存在するとして、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3。以下同じ。）において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、本件請求文書に対応する文書として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3を特定し、各文書ごとに開示決定等を行った。

本件審査請求は、そのうちの文書1を全部開示とした原処分に対して行われたものである。

イ 予法令36条において「歳入徴収官は、毎月、徴収済額報告書を作製し、参照書類を添え、その翌月十五日（次の各号に掲げるものにあつては、それぞれ財務大臣の定める日）までに、これを当該歳入に関する事務を管理する各省各庁の長に送付しなければならない。」とされており、処分庁においては、同条に基づき「徴収済額報告書」を作成の上、厚生労働省に送付していることから、当該報告書を本件対象文書として特定したものである。

また、処分庁においては、本件審査請求を受けて、念のため当該報告書の特定に漏れがないか搜索したが、平成28年度徴収済額報告書（労働保険特別会計分）については、文書1以外の文書は保有していないことを確認している。

(2) 一方、審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2）において、おおむね以下のとおり主張する。

ア 審査請求書

開示の対象となる文書が他に存在する。

イ 意見書

理由説明書に「一部」を開示決定したとの記載があるが、「一部」を開示決定したことは決定通知書に記載がない。原処分では、あたかも、平成28年度の労働保険特別会計分の全てが開示決定の対象になっているかのように記載されている。「一部」を開示決定した

場合，その開示決定の範囲を明示しなければ，開示決定通知書の意味がない。

(3) 上記(1)及び(2)を踏まえて，以下検討する。

ア 審査請求人は，理由説明書に「一部」を開示決定したとの記載があることを理由として，本件対象文書の外にも本件開示請求の対象として特定すべき文書がある旨主張しているものと解されるが，理由説明書には，本件開示請求に対応する文書として特定した別紙の2に掲げる文書1ないし文書3のうちの文書1について開示決定した旨が記載されているのであり，審査請求人が主張するような文書1の一部について開示決定したとするような記載は認められないことから，審査請求人の主張を認めることはできない。

イ 当審査会において，文書1を確認したところ，平成28年4月分から平成29年3月分まで(平成28年度)の徴収済額報告書(労働保険特別会計分)であると認められる。

ウ したがって，文書1の外に愛知労働局において本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，開示した決定については，愛知労働局において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙

1 本件請求文書

予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）に基づき作成された文書等で，厚生労働省と愛知労働局の間でやりとりされた文書等（平成28年度分）

2 本件請求文書に対応する文書

文書1 徴収済額報告書（労働保険特別会計分）

文書2 徴収済額報告書（一般会計分及び東日本大震災復興特別会計分）

文書3 支出負担行為支払計画示達表及び支払計画表